

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第36回吉川市都市計画審議会
開 催 日 時	令和3年8月26日(木)午後2時から午後3時30分まで
開 催 場 所	吉川市役所 2階 202会議室
出席委員(者)氏名	作山康、関口吉男、廣木邦彦、小林保広、山崎浩幸、伊勢谷英子、飯島正義、大泉日出男、山科昭宏、中村喜一、成瀬都
欠席委員(者)氏名	なし
担当課職員職氏名	都市整備部 部長 竹内栄一 都市整備部 副部長兼都市計画課長 中村喜光 都市計画課 建築指導担当兼開発指導担当主幹 前田智 吉川美南駅周辺地域整備課長 堀江豊 道路公園課長 木村克芳 河川下水道課長 多田文武 都市計画課 都市計画担当副主幹 宮田匡寿 都市計画課 都市計画担当主事 平野拓也 都市計画課 都市計画担当主事 加藤渉
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開会 2 議事 (1) 議第72号 吉川市都市計画マスタープランの改定について 3 閉会 <すべて公開>
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	なし
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	次第、議案書、参考資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	伊勢谷委員、大泉委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
中村副部長	1 開会
作山会長	<p>【 会長あいさつ 】</p> <p>皆様こんにちは。 会長の作山でございます。 コロナ禍の中でみなさん全員出席ということで、感染予防対策をした中で、円滑かつ慎重に審議してまいりたいと思います。 本日は、8月6日付けで吉川市長から諮問を受けました吉川市都市計画マスタープランの改定について審議してまいります。 なお、都市計画マスタープランの改定につきましては、継続審議を行い、審議会としての意見を取りまとめ、吉川市長に答申いたしますので、委員の皆様それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。 簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。 よろしくお願いいたします。</p> <p>【 資料確認 】</p>
中村副部長	[資料確認]
	【 定足数確認(会議の成立) 】
中村副部長	[委員11名全員が出席し、審議会が成立することを報告]
	2 議事
	【 会議の公開・非公開の決定 】
作山会長	[会議の内容が非公開にする案件ではないことを説明]
委員	[「異議なし」の声]
作山会長	[会議の公開を決定]

加藤主事	<p>【 傍聴人の確認 】</p> <p>〔 傍聴人0名を報告 〕</p>
作山会長	<p>【 署名委員の指名 】</p> <p>〔 会議録の署名委員について、伊勢谷委員と大泉委員を指名 〕</p>
伊勢谷委員 ・大泉委員	<p>〔 伊勢谷委員、大泉委員了承 〕</p>
作山会長	<p>(1) 議第72号 吉川市都市計画マスタープランの改定について</p> <p>それでは、これより本日の議事「議第72号 吉川市都市計画マスタープランの改定」について、審議してまいります。審議は、慎重かつ活発なご意見をいただきたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、議案の説明を求めますが、議案書は、約60ページにわたりますので、2つに分けて審議してまいります。</p>
作山会長	<p>【 「Ⅰ 吉川市の将来都市像」と「Ⅱ 全体構想」の説明 】</p> <p>それでは、はじめに、「Ⅰ 吉川市の将来都市像」と「Ⅱ 全体構想」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
宮田副主幹	<p>それでは、都市計画担当の宮田から「吉川市都市計画マスタープランの改定原案」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>都市計画マスタープランの改定につきましては、昨年7月と12月の審議会におきまして、都市計画マスタープランの改定方針や市民参画手続きの実施内容、市の現況などにつきまして、ご説明してまいりました。</p> <p>以来、市では、都市計画マスタープランの改定に取り組んでまいりましたが「吉川市の将来都市像、全体構想、地域別構想」につきまして、改定原案がとりまとめ、審議会に諮問をするとともに、パブリック・コメントを実施しているところでございますので、その内容につきましてご説明するものです。</p> <p>説明につきましては、事前に配付させていただいております、「議第72号 都市計画マスタープラン改定原案」に基づき、説明させていただきます。</p>

宮田副主幹

それでは、議案資料の1ページをご覧ください。

「第1節 都市計画マスタープランとは」に記載してありますように、都市計画マスタープランは、総合振興計画に即し、参考資料1「第6次吉川市総合振興計画」に総合振興計画の基本構想がございますが、この基本構想を実現するための「都市づくり分野における計画」となります。

市が目指す都市の将来像を示しながら、市民・事業者・行政が、将来像を共有して、その実現に向けて、協働して都市づくりを進めていくためのプランとして策定いたします。

次に「第2節 役割」といたしまして、4つにまとめておりますが、長期的な視点に立った市全体と地域別の将来像とその実現に向けた整備方針を示していくものとなります。

ページをめくっていただき、2ページです。

中段の「第3節 改定の背景」といたしましては、現計画が目標年次を迎えることから、社会経済情勢の変化やSDGsの推進等に対応して、市民の幸福実感の向上を目指すために改定をするものでございます。

また、下段の「第4節 目標年次」は、概ね20年後の2042年としております。

続きまして、3ページでございます。「I 吉川市の将来都市像」につきましてご説明いたします。

まず、「第1節 都市づくりの基本理念・基本目標」でございますが、総合振興計画の基本構想や市民意向などを踏まえて、都市計画マスタープランにおける「都市づくりの基本理念」を設定しています。

基本理念は、「人と自然をはぐくみ ゆとりとやすらぎのある 健幸で持続可能な都市づくり」としており、これは、「豊かな自然と快適で活力のある都市を健全に成長させながら、ゆとりとやすらぎのある住みよい都市環境の中で、誰もが安心して健やかに生活を送り、幸せを感じつつけられる「よしかわ」、そのような「よしかわ」を未来に継承していく持続可能な都市づくりを進めていきます」という考え方でございます。

この基本理念につきましては、市民アンケートなどの市民意見から、吉川市の良い所は、「自然が豊か、豊かな自然環境」といった意見が多くあったことや、「住み続けるための将来のまち」や「目指すまちの姿」といたしまして、「自然環境や、豊かな緑を保全する」、「快適なまち」や「ゆとり・安らぎのあるまち」への回答が多くあったことから、「自然をはぐくみ ゆとりとやすらぎのある」というキーワードを現在の計画から継続して用いつつ、総合振興計画の将来都市像「幸せつながる みんなのまち よしかわ」の実現を都市計画マスタープランにおいても目指すため、「人」のみならず、「自然」や「都市」が、それぞれ健全・健康であり、幸せである。人もまちも自然も健康で幸せで、生きがいを感じ、「心豊かな生活を送ることができ

宮田副主幹

る都市づくり」を「健幸」という言葉を使って表現しています。

それらを次の世代に継承する、SDGsの推進としての「持続可能な都市づくり」を加えまして、基本理念としております。

また、基本理念の実現に向けて、「土地利用」「都市施設」「都市環境」「都市防災」「都市景観」の5つの分野別に「都市づくりの基本目標」を設定しております。

次に4ページをご覧ください。

こちらの表では、5つの分野別の「基本目標」を達成するための「都市づくりの基本方向」を体系的に整理しております。

「土地利用」につきましては、基本目標を「まちの個性を生かした活気と魅力あふれる土地利用」とし、方向性は、「安心して快適に住みつけられる住宅地の形成」、「多様な都市機能が充実したコンパクトな市街地の形成」、「農地と集落地等が一体となった緑豊かな田園環境の保全」、「魅力ある商業地と活気に満ちた工業地の形成」、「人と自然が共生した都市の形成」の5つとしております。

「都市施設」につきましては、基本目標を「誰もが快適に利用できる都市施設」とし、方向性は、「都市間・都市内移動の利便性を高める道路ネットワークの形成」、「徒歩や自転車、公共交通による快適な移動を支援する交通ネットワークの形成」、「みんなが集い、人と自然にふれあえる身近な公園・緑地づくり」、「誰もが安全・安心に利用できる都市施設づくり」、「次世代に引き継ぐための既存ストックの再生と長寿命化」の5つとしております。

「都市環境」につきましては、基本目標を「人と地球にやさしい都市環境」とし、方向性は、「豊かな自然環境の継承」、「快適な暮らしを支える生活環境の形成」、「犯罪や交通事故のない、安全で安心して暮らせる都市づくり」、「脱炭素社会に向けた地球にやさしい都市づくり」の4つとしております。

「都市防災」につきましては、基本目標を「災害に強い安全・安心の都市防災」とし、方向性は、「安全に住みつけられる防災・減災に向けた都市づくり」、「自助・共助・公助の連携による防災・減災力の向上」、「総合的な流域治水による水害に強い都市づくり」の3つとしております。

「都市景観」につきましては、基本目標を「美しいまちなみを創出する都市景観」とし、方向性は、「江戸川と中川が創出する水辺景観の保全」、「農地や集落地等が織りなす田園風景の保全」、「季節を身近に感じる風景の創出」、「地域の特性を生かした市街地の景観形成」の4つとしております。

次に5ページの「第2節 将来都市構想」につきましてご説明いたします。

将来都市構想は、先ほどもご覧いただきました参考資料1「第6次吉川市総合振興計画」の将来都市構想となります。

先日、第6次総合振興計画の基本構想のパブリック・コメントにつきまし

宮田副主幹

て、お手紙でご案内をしましたとおり、総合振興計画の策定は、政策室において策定を進めており、総合振興計画審議会において審議されております。

改めて、内容をご説明いたしますと、「将来都市構想」とは、将来の吉川市のまちづくりを土地利用や道路整備などの面からみて、どのようにしていくのか、長期的かつ大きな方針・方向性を示すものでございます。

この長期的かつ大きな方針・方向性を示すにあたりまして、都市の構成要素である「面としての土地利用」と「点としての拠点」、「線としての都市軸」の3つの視点から都市の構造を整理しております。

まず、面としての「土地利用」でございますが、市全域に7つの土地利用地域を設定しております。

快適な住環境を有する住宅地を形成していく「①住宅系地域」。商業・業務施設や医療・福祉施設などの集積を図り、商業地を形成していく「②商業系地域」。工場などが立地する工業地を形成していく「③工業系地域」。田園などの農地と集落地域を形成していく「④農地及び集落地域」。「旭地区」、「西部地区」、「三輪野江地区」におきまして、新たな工業地の整備や農業施設など多様な産業の誘導を図り、農地や集落地と産業が調和するまちづくりを目指す「⑤産業系まちづくり地域」。吉川駅と吉川美南駅付近に広がる地域において、教育・文化施設や医療・福祉・子育て支援施設など、都市機能の充実に向けた複合的なまちづくりを目指す「⑥複合系まちづくり地域」。河川敷におけるスポーツ施設の整備など、自然とふれあうことのできる水辺空間を形成していく「⑦水辺レクリエーション地域」の7つとなっております。

続きまして、点としての「拠点」についてご説明いたします。

拠点とは、市民の生活利便性の向上を図るため、機能の集積を図っていく場所として位置付けるものでございまして、6種類9か所の拠点を設定しております。

吉川駅及び吉川美南駅周辺エリア2ヶ所を、鉄道駅における市の玄関口として、多くの人々が集い、にぎわいと交流の場を創出していく「①にぎわい交流拠点」。東埼玉テクノポリスとその周辺エリアを工業の振興を図る「②工業振興拠点」。常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジ周辺エリアを、工業や物流のほか、農業振興や交流などを誘導する多様な産業の振興を図る「③産業振興拠点」としております。次に市民農園を中心とするエリアを、農業とのふれあいの場や生産者と消費者の交流の場を創出する「④農業交流拠点」。市役所及び市民交流センターおあしすを中心とするエリアを、市民・地域・行政の交流を深める「⑤コミュニティ交流拠点」。最後に江戸川、中川、大場川の河川敷を、スポーツなどを通じた交流の場や水辺を生かした憩いの場を創出する「⑥水辺交流拠点」としております。

続きまして、線としての「軸」についてご説明いたします。

軸とは、人や物の移動、交通の利便性の向上を図るとともに、市内各拠点

宮田副主幹

や公共施設等へのネットワークの強化を図るものとして位置付けるもの
でございます。

まず、広域的に他の市間への移動を支える「①都市間軸」ですが、「東埼玉道路」、「常磐自動車道」の広域幹線道路のほか、市を縦断・横断して、隣接市町へ連絡する、主要幹線道路を「都市間軸」としております。また、JR武蔵野線についても「都市間軸」としてとらえております。

次に市内の円滑な移動を支える「②都市内軸」ですが、都市間軸と連携しつつ、駅や公共施設等へのアクセスを強化する幹線道路を「都市内軸」として
しております。

最後に江戸川や中川などの河川を「③水と緑の中心軸」としております。

以上が、長期的かつ大きな方針・方向性を示す将来都市構想の説明でござ
いまして、ただいまの説明内容が、7ページで将来都市構想図として表現し
ております。

次に8ページの「第3節 将来人口の設定」につきましてご説明いたしま
す。

参考資料2「将来人口推計」もあわせてご覧いただきたいと存じますが、
こちらの将来人口につきましては、総合振興計画の策定にあたって実施した
人口推計となっております。

推計方法につきましては、令和3年4月1日の人口を基準にコーホート要
因法を用いて、旭、三輪野江、吉川中央、吉川南部、美南地区の自治連合会
と現在開発を進めている吉川美南駅東口周辺地区に分けて推計を行ったも
のでございます。

総合振興計画は、計画期間が10年ということで、10年後の将来人口を
77,000人としており、都市計画マスタープランは計画期間が20年と
なりますので、20年後の将来人口を75,000人と推計しております。

それでは、続きまして、9ページからの「Ⅱ 全体構想」につきまして、
ご説明いたします。

全体構想は、基本理念の実現に向けて、「土地利用」「都市施設」「都市環
境」「都市防災」「都市景観」の5つの分野で構成しており、将来都市構想を
踏まえながら、市全体における分野ごとの方針や取り組みを示すものでござ
います。

具体的には、「第1節 土地利用」にもありますとおり、分野ごとの基本
目標と基本方向、関連するSDGsの指標を掲載し、それ以降に各分野に関
連する項目について基本方針や取り組みについて記載しております。

それでは、「土地利用」から内容をご説明してまいります。土地利用に
つきましては、9ページの「1 住宅系地域」から、12ページの「7 水

<p>宮田副主幹</p>	<p>辺レクリエーション地域」まで、先ほどご説明いたしました「5ページ：将来都市構想の面としての土地利用の構想」で設定された7つの地域に基づいて、分類しております。</p> <p>また、「住宅系地域」では、「(1)住環境改善地区」から次ページの「(5)沿道サービス地区」まで5つの地区に分けて方針を示しており、11ページの「農地及び集落地域」では、「(1)農地及び集落地区」と「(2)田園都市地区」に細かく分け、将来都市構想の基本方針を踏まえながら、より具体的にどのように土地利用を図っていくのかということをそれぞれに記載しております。</p> <p>また、それぞれの地区ごとに対象となる具体的な地区名を記載し、それらの地区を地図に反映させたものが、13ページの「土地利用方針図」となりますが、地図の凡例をご覧くださいますと、土地利用は「住環境改善地区」から「水辺レクリエーション地区」まで、12地区に分類した土地利用としております。</p> <p>次に14ページからの「都市施設」でございますが、都市施設とは、道路や公園、公共施設などでございます。</p> <p>まず、「道路・公共交通」といたしまして、「(1)道路」につきましては、将来都市構想図におきましても、大まかな線を引いておりましたが、15ページの表のとおり、広域幹線道路や主要幹線道路、幹線道路の位置付けと役割を表にまとめるとともに、16ページに「道路網方針図」としてまとめております。</p> <p>次に、17ページには「(2)歩道・自転車道等」、「(3)公共交通」について、また、18ページから、「2 公園・緑・スポーツ施設」として「(1)公園」、「(2)緑」、「(3)スポーツ施設」、「(4)水と緑のネットワーク」について方針をまとめております。</p> <p>また、20ページには「3 その他の主な都市施設等」といたしまして、上下水道や河川・水路、また、建築物について記載しております。なお、建築物につきましては、公共施設以外にも、今後、更新等が必要となってくるマンションなどの方針につきましても、今回新たに計画に位置付けるものがございます。</p> <p>続きまして、22ページからの「都市環境」でございますが、豊かな自然環境の継承や快適で安心安全な生活環境などの基本目標を踏まえながら、「1 自然環境の保全」といたしまして、河川や水路、農地・屋敷林等につきまして記載しております。また、「2 生活環境の保全・形成」といたしまして、水や大気的环境保全のほか、市街地や工業地、空き家等について記載しております。</p> <p>また、24ページには「3 環境負荷の低減」といたしまして、環境保全</p>
--------------	--

宮田副主幹	<p>指針やエネルギービジョンなどとの整合を図りながら、省エネルギー化、再生エネルギーの普及、廃棄物の減量化について方針を記載しております。</p> <p>次に25ページからの「都市防災」でございますが、防災・減災の基本的な考え方や国土強靱化、流域治水などを踏まえながら、「1 都市の防災性の向上」といたしまして、都市における防災・減災機能の向上や建築物の安全化、既成市街地における防災性の向上などにつきまして記載しております。</p> <p>また、「2 総合的な流域治水の推進」といたしまして、河川や調節池などについて記載しております。また、28ページには、甚大な災害が発生してしまったのちの、復興について「3 復興まちづくりの方針」として記載をしております。</p> <p>最後に30ページからの「都市景観」でございますが、水辺や田園風景の保全、「季節を感じる風景の創出」や「歴史・文化の継承と芸術資源の活用による都市の魅力向上」、住宅や商業地、工業地の景観などについて方針を記載しております。</p> <p>駆け足の説明となりましたが、「I 吉川市の将来都市像」及び「II 全体構想」につきましての説明は以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">【 「I 吉川市の将来都市像」と「II 全体構想」の審議 】</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「I 吉川市の将来都市像」と「II 全体構想」について、審議してまいります。</p> <p>ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。</p> <p>中村委員、お願いします。</p>
中村委員	<p>中村です。大変立派な計画を作成していただきありがとうございます。今日私一委員として申し上げたい事項多くありますので、文章にまとめてきました。すべてにコメントいただかなくても結構なんですけれども、当然録音されてると思いますので、後ほどこの意見書のコピーをお持ちしますので、参考にいただければと思います。ちょっと長いですがよろしいですか。</p> <p>まず、細かい点なんですけど、原案2ページの「第3節 改定の背景」というところに「都市のスポンジ化」という表現がありました。意味は分かるんですけども、一般化した表現かどうかということで、意見として申し上げたいと思います。</p> <p>続きまして、10ページ以降になるのですが、10、30、46、47、</p>

中村委員	<p>51ページなど、多くのページに「地区計画制度の活用」という文言が出てきます。地区計画制度について、私のざっとした理解としては、小単位の地区住民が計画、建物の用途や高さなどを決められる制度という風に理解しているのですが、各所に頻繁に「地区計画制度の活用」という表現が出てきます。この表現の意味、このマスタープランが意図している地区計画制度の役割、そういったことをどこかで説明する欄が必要ではないか、ということの一つ意見として申し上げたいと思います。</p> <p>それから、3番目、14ページ「道路・公共交通」のところですが、道路の基本方針の4行目、「なお、道路整備にあたっては、都市計画道路の整備を優先し、構想路線については、関連する道路整備や都市開発等の動向、また、交通状況や財政状況等を考慮するとともに、既存の道路を最大限に活用し、計画的かつ効果的・効率的に整備を図ります」という表現がありますが、私はこの表現は削ってしまってよろしいのではないかと思います。というのは、道路整備の優先順位についてはこのとおりだと思いますし、「財政状況を考慮する」という表現がわざわざ計画書の中に記述されていることはどうなのかな、20年スパンの計画だと思いますのでなくてもいいのではないかと考えました。</p> <p>それから4番目、23ページ、「交通安全」のところ。「交通量の多い幹線道路においては、交差点への車止めの設置や…」という表現がありますが、それ以外の一般道の見通しの悪い交差点などの対策、そういったことの表現を入れていただきたいと思いました。</p> <p>それから5番目としては、26ページの「2 総合的な流域治水の推進」の9行目、「市街地の排水路や農業用排水路等については、適切に維持管理する…」という風に表明されていますけれども、ここの部分は、「適切に機能するよう維持管理」と改めていただきたいと思います。</p> <p>それから、27ページ「(7) 市民・企業・事業所等による治水対策と安全確保」ここの部分の表現なんですけど、市民以下の記述はそれぞれの主体の行動指針となるような文ですから、「～します」という表現は、全体のトーンからすると「市が～します」という流れになると思いますので、表現を工夫すべきではないかと考えました。</p> <p>以上の点を意見として申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。この時点で簡単に答えられることがあれば、事務局からお答えいただければと思います。</p>
中村副部長	<p>はい。いくつかですね、一般の市民の方には分かりにくい語句、「都市のスポンジ化」とか「地区計画制度」についてお話がありました。その他にもいくつか専門的な語句がございますので、そちらにつきましては、語句の説</p>

中村副部長	<p>明を入れていきたいと考えております。その他のご意見につきましては、事務局でもう一度検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
作山会長	<p>ご意見として事務局で検討していただけるということですね。 一番最初のスポンジ化は国の方で言っていることで、この世界では一般的なんですね。ですから、語句の説明をさせていただけると。 それから地区計画は、おそらく一番最後の実現化方策の部分でまとめて整理するから、最初の構想のところでの説明をするのではなく、一番最後の章に、今日の議題ではないですけども、そこにおそらく出てくるのかなと思われま。</p> <p>道路の表現もご意見を踏まえてやっていただけるのかなと。交差点の改良も気にはなっているところで、なぜかと言うと、物流施設が近年変わってきて、特に45フィートという港湾で使っているものすごい長い18メートルの長さのトレーラーが幹線道路を走れるようになりました。法律が変わってですね。前までは40フィートだったんですけども。そうすると交差点がうまく曲がれないということも最近出てきて、それだけではないんですけど、ますます交差点の重要性というのがまさにご指摘のとおりだなと思しますので、その辺も踏まえてぜひ検討していただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
作山会長	<p>私から質問なんですけれども、28ページの「復興まちづくりの方針」は、以前からありましたでしょうか。それとも今回から作りましたか。</p>
中村副部長	<p>28ページ、29ページの「復興まちづくり方針」につきましては、今回の都市計画マスタープランに新たに入れさせていただいたものでございます。</p>
作山会長	<p>なかなか他の都市計画マスタープランではあまり見なくて、近年の復興事業ですとか、そういうことを踏まえて先に復興まちづくりの方針を入れるというのは非常に素晴らしいと思っております。</p> <p>他に質問いかがでしょうか。</p>
関口副会長	<p>先程質問があったように、用語については一番最後に用語集をつけている計画もありますけども、いちいち説明するのは効率的でなくわかりづらいので、主な用語や解説を巻末につけるといった方法がありますがいかがでしょうか。</p> <p>1点基本的なところで聞きたいのですが、私は昔、役所に入ったときも都市計画マスタープランという意味がさっぱり分からなくてですね、法律で調</p>

<p>関口副会長</p> <p>作山会長</p> <p>関口副会長</p> <p>作山会長</p>	<p>べても出てきません。基本は2ページの位置づけにもありますように、「吉川市の都市計画に関する基本的な方針」これが正式な法律用語なんですね。一般に「マスタープラン」と呼んでいるのが世の中の通例で、各市町村でいろいろ言い方があるでしょうけど、どこかに都市計画法18条の2の都市計画に関する基本的な方針を「吉川市都市計画マスタープラン」と呼びますときちんと入れた方が、なんのために基づいてと言っているんですけども、正確な用語をどこかに書いてあった方が親切かと思います。役所の方たちにとっては当たり前の用語かもしれませんが、世の中はそうでもないのです。各市町村の同じような用語を使っておりますが、昔から腑に落ちない部分がありまして、きちんと法律用語だと意思表示をするべきだと思っております。</p> <p>あと、ここの守備範囲ではないのだと思いますけれども、先程人口の話がありましたけど、8ページに総合振興計画で人口の部分をきちんと定義してそれを使えばいいと思うのですが、8ページの最後の「このため、吉川市総合振興計画と本計画の推進により、各施策を効果的に展開し、人口増加のピークの先延ばしや、その後の減少の緩和を図ります」とありますが、「人口増加のピークの先延ばし」という表現が適切なのかなという気がします。もしこれを総合振興計画の方でやっているんだと思いますけれども、「人口増加のピークやその後の減少の緩和を図ります」の方が私は適切かと、人口増加のピークの先延ばしなんかできないと思います。総合振興計画の範疇ですのであまり言いませんが。</p> <p>もう1点、市民団体にやってもらうことを「やります」と書いていいのかという意見がありました。計画の中に、他の表現を使うのが難しく、よくやられる方針が自分がやれるときは「推進します」といって、人にやってもらう時は「促進します」という言い方を使う場合がありますが、ここでそういう表現をしていいのかどうか。「やります」でいいのではと、全部まとめて市民の、行政の都市計画法に基づく計画ですからみんなでやりますという意味でもいいんじゃないかなという気がして、これをあんまり厳密に言い出すと、計画の書き方をいろいろいじらないといけない気がしますので、市が市民を含めてやりますよと、県の事業も国の事業もやりますよという方がよい気がしました。以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局からは。</p> <p>結構です。</p> <p>1点目は1ページに書かれているのですが、学生に教える時に、都市計画法第18条の2と言うんですけど、都市計画に関する基本的な方針と言ってもピンと来ないので、通称、都市計画マスタープランと国や全国の自治体で言っています。それから私が関わったところだと「都市マスタープラン」</p>
---	--

<p>作山会長</p>	<p>という言い方をするんですね。名前でその自治体の取組がわかるんです。「都市計画マスタープラン」というと従来の縦割りの都市計画を中心にやりますよ、ということなんですけれども、「都市マスタープラン」と表現すると幅を広げるので、総合振興計画に近い、まちづくり、福祉などいろんなところが入っていて自由なんです。昔は、行政計画だから、行政の都市計画部門でやることしか書かなかった。だから、住民がやるのは促進という風にきれいに分けていたんですけれども、書き方は、今は自由、まちづくりは非常にグレーで他の分野と関係する、バリアフリーにしる、都市計画だけではない分野と関わる必要があるので、ですからそういうところを踏み込んでも別に構わない。むしろ都市計画しかやりませんとなると縦割りになってしまって都市計画行政しかやらないので、幅を広げてもいいと私は思っています。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>私の感想はですね、実は感心しています。基本理念はちょっとわかりにくいですが、これは吉川市の考え方なので置いておいて。</p> <p>例えば、土地利用区分の住居系も課題に応じて分析しているし、先程の復興まちづくりも入れてますし、結構しっかりつくられているというのが、専門の分野から見ても感じるどころです。もちろん完璧ではないかもしれませんが、なかなか見直しをしっかりとしていると思います。</p> <p>人口については、元々自治法でいう総合振興計画の10年間の計画と、都市計画マスタープランが20年なのでその先を予想しますから、都市計画マスタープランの方が先読みをするという意味になると思います。もちろん総合振興計画で推計したものをベースに、そこと矛盾しない形で、どうやって伸びていくのか下がっていくのか都市計画サイドはきっちり分析するのが今回なんですね。やはり日本全体が人口減少するので、伸びていくというのは現実的になくて吉川市でさえも人口減っていくだろうと当然なのかなと。しっかりピークが10年後あたりで、そこから下がっていくから過剰な投資を抑えていく、無駄に学校とか作ってもニュータウンのように空いてしまうわけですから。ですから今後はその後下がっていくことも想定しながら、都市づくりをしていくことを見せるために、減少するんだということを、本当はできるだけ減少の幅を低くしたいが、それも含めて数字的に見せることに意味があると思っております。</p>
<p>中村委員</p>	<p>1点だけ、市側のコメントをお聞きしたいのですが、14ページで3行削除して構わないのではと申し上げたのですが、計画の中に「財政状況等を考慮する」という文言がありました。この件に関しては市側としてどうしてお考えをお持ちかどうかお聞きしたい。</p>
<p>中村副部長</p>	<p>今回、基本方針の4行目「なお、」以降の話かと思いますが、特に道路整備につきましては、大変市民の方も興味をお持ちの方が多いところござい</p>

中村副部長	<p>ます。市といたしましては、道路整備をしっかりと進めていかなければいけないということは、十分理解しているところですが、近年、国の方から整備していない都市計画道路を見直しなさい、整備が出来てない道路は、場合によっては都市計画決定を廃止するように、といった考え方もございます。この基本方針の中であえて道路整備だけ入れたというのは、道路整備は長期間要するので、市としての整備の方向性をここであえて入れさせていただいたところがございます。道路整備にあたっては、用地買収、移転補償、その後の工事ということで長期間かかるということで載せさせていただいたところがございます。</p> <p>他の委員さんからもこの点についてご意見がいただければ我々もまた検討させていただきたいと思っておりますので、みなさまの方でもどのようにお考えなのかお聞きしたいと思っております。以上でございます。</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。以前は、都市計画マスタープランという、基本方針は方針らしいものしか書かなかった。ところが、近年の都市計画マスタープランの書き方は変わってきています。</p> <p>例えば、SDGs、17の目標がありますよね。16、17番目は手段なんです。パートナーシップで進めましょうというのは手段なんです。それは目標というよりは、手段としてどうやって進めていくのか、近年は手段を目的化するということも都市計画マスタープランの中に書くことがあります。</p> <p>ですから、きちり理解しやすいように、市民が納得するような説明を方針に書こうというのもありだと私は思っています。逆に説明責任としては非常にわかりやすいと。もちろん見直しは必要なので5年後くらいにそこも若干変わっていくかもしれませんが、そういう姿勢は大事だと個人的には思っております。</p> <p>いかがでしょう。今のご意見に関しまして。中村委員いかがですか。</p>
中村委員	<p>私はそういう問題を指摘しただけで。</p>
作山会長	<p>わかりました。 全体構想に関して、以上でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>[「異議なし」 の声]</p>
作山会長	<p>議事の途中でありますけども、休憩取りますか。いかがいたしましょう。続けてもよろしいですか。</p>
委員	<p>[「異議なし」 の声]</p>

<p>作山会長</p>	<p style="text-align: center;">【 「Ⅲ 地域別構想」の説明 】</p> <p>つづきまして、「Ⅲ 地域別構想」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>宮田副主幹</p>	<p>それでは、続きまして、32ページからの「Ⅲ 地域別構想」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>地域別構想につきましては、河川や道路、鉄道、また、地域のコミュニティ等を勘案して、市内を6地域に区分し、それぞれの地域における都市づくりの基本方針を示すとともに、地域住民の交流の場や避難所等の防災施設などを地域拠点施設として位置づけております。</p> <p>なお、地域の数ですが、現計画におきましては、8地域でしたが、きよみ野地区と中央地区の開発が完了していることなどから、市街地を武蔵野線の南北で分け、中央地域と南部地域に集約しております。これらに北部地域、東部地域、西部地域、また、中央南部地域は、開発などの土地利用が見込まれていることから、そのまま継続とし、あわせて6地域とする地域別構想としております。</p> <p>次に、地域別構想の構成につきまして、ご説明したいと思います。</p> <p>33ページの「北部地域」を例にご説明いたします。</p> <p>地域別構想の構成ですが、「(1) 地域の現況・特性」といたしまして、地域ごとの現状や特徴として、土地利用の現況や人口の動向、道路や公園、公共施設などの現状、避難所などを地域ごとに整理しております。</p> <p>次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしまして、主な課題を土地利用から都市景観までの分野ごとにまとめております。</p> <p>34ページに移りまして、「(3) 都市づくりの方向性」です。こちらは、地域の将来の都市づくりの大きな方向性を記しております。</p> <p>次に「(4) 地域の分野別整備方針」でございますが、①土地利用から、②都市施設、③都市環境、④都市防災、⑤都市景観の分野ごとに都市づくりの方針を記載しております。記載内容については、「Ⅱ 全体構想」で各分野の目標・方針などを定めておりますので、それらの内容を踏まえ、記載しております。</p> <p>また、35ページの下段、四角内に「地域拠点施設」を記載しております。</p> <p>次に36ページをご覧ください。地域ごとの「整備方針図」といたしまして、これまでご説明いたしました「将来都市構想図」や、全体構想の「土地利用方針図」、「道路網方針図」を踏まえながら、地域ごとの整備方針図をまとめております。</p> <p>以上のような構成で6つの地域別構想を記載しております。</p> <p>それでは、6つの地域ごとに地域の特色や特にポイントとなる部分を中心</p>

宮田副主幹

にご説明してまいりたいと思います。

改めまして、北部地域をご説明いたします。

33ページに戻っていただきまして、北部地域の「(1) 現況・特性」でございますが、北部地域の土地利用は、東埼玉テクノポリスを除いて市街化調整区域となっております。人口は減少傾向、その他、幹線道路、公共施設等は記載のとおり整理するとともに、現在、江戸川河川防災ステーションの整備がすすめられていることを現況・特性としております。

次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしまして、「①土地利用」では、生活環境の保全・地域活力の維持、農地の保全、テクノポリスの拡張を主な課題として整理しております。

「②都市施設」では、道路や憩いの場の整備、河川防災ステーションの有効活用を挙げております。

「③都市環境」では、水環境の保全や周辺に影響を及ぼしている事業所などの対応など、以下、「④都市防災」、「⑤都市景観」と主な課題を一覧にまとめております。

次に34ページの「(3) 都市づくりの方向性」といたしまして、「江戸川や中川などの水辺空間と田園風景を守りつつ、生活環境と営農環境の向上をめざした地域づくりを進めます。また、集団的な優良農地の保全・活用や東埼玉テクノポリス地区の工業の振興を図り、農業や工業などの産業の発展を支える地域づくりを進めます。」としております。

次に「(4) 分野別整備方針」といたしまして、「①土地利用」における農地及び集落地区、工業専用地区、産業系まちづくり地区、水辺レクリエーション地区について全体構想の土地利用方針を踏まえながら、方針を記載しております。

「②都市施設」については、幹線道路や生活道路、水辺交流拠点、農業交流拠点の整備などについて方針を記載しております。

35ページに入りまして、「③都市環境」については、合併処理浄化槽の転換や適正管理などによる水環境、先ほど、課題にあった事業場への指導、工場等の公害発生防止などについて方針を記載しております。

次に「④都市防災」では、江戸川防災ステーションなどについて、また、「⑤都市景観」では、河川の水辺景観と工業団地の景観形成などについて方針を記載しております。

北部地域の「地域拠点施設」につきましては、「旭地区センター、旭小学校、市民農園、河川防災ステーション」としております。

また、36ページに北部地域の「整備方針図」を掲載しております。

北部地域につきましては以上です。

次に37ページからの東部地域についてございますが、「(1) 現況・特性」といたしましては、全域が市街化調整区域です。人口は減少傾向、その

宮田副主幹	<p>他、幹線道路、公共施設等は記載のとおり整理するとともに、三郷料金所スマートインターチェンジや江戸川新橋の整備を現況・特性としております。</p> <p>次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしまして、「①土地利用」では、生活環境の保全・地域活力の維持、農地の保全、三輪野江地区の交通利便性を活かした計画的な土地利用の検討を主な課題として整理しております。</p> <p>「②都市施設」では、道路整備と鉄道駅への連絡強化などを挙げております。</p> <p>「③都市環境」では、水環境の保全や周辺に影響を及ぼしている事業所などの対応など、以下、「④都市防災」、「⑤都市景観」と主な課題を一覧にまとめております。</p> <p>次に38ページの「(3) 都市づくりの方向性」といたしましては、「江戸川や大場川などの水辺空間と田園風景を守りつつ、生活環境と営農環境の向上をめざした地域づくりを進めます。また、広域的な交通利便性の向上を活かし、農業や工業などの新たな産業振興拠点の形成をめざした地域づくりを進めます。」としております。</p> <p>次に「(4) 分野別整備方針」といたしましては、「①土地利用」では、農地及び集落地区、産業まちづくり地区、水辺レクリエーション地区について方針を記載しております。</p> <p>「②都市施設」では、三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化の促進と周辺道路の改良、農業パークなどについて方針を記載しております。</p> <p>39ページに入りまして、「③都市環境」については、合併処理浄化槽の転換や適正管理などによる水環境、先ほど、課題にあった事業場への指導、工場等の公害発生防止などについて方針を記載しております。</p> <p>次に「④都市防災」では、堤防や調整池の整備など、また、「⑤都市景観」では、河川の水辺景観と新たな工業地の景観形成などについて方針を記載しております。</p> <p>東部地域の「地域拠点施設」につきましては、「東部地区公民館、東中学校、三輪野江小学校、総合体育館」としております。</p> <p>また、40ページに「整備方針図」を掲載しております。</p> <p>東部地域は以上です。</p> <p>次に西部地域についてございますが、「(1) 現況・特性」といたしましては、全域が市街化調整区域で、農地の多くは畑です。人口は減少傾向、地区内に公共施設等はありません。また、東埼玉道路の整備により、広域的な交通利便性の高まりなどを現況・特性としております。</p> <p>次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしまして、「①土地利用」では、生活環境の保全・地域活力の維持、畑地の保全、東埼玉道路の交通利便性を活かした計画的な土地利用の検討を主な課題として整理しております。</p>
-------	--

<p>宮田副主幹</p>	<p>「②都市施設」では、道路整備と中川河川敷の有効活用などを挙げております。</p> <p>「③都市環境」では、水環境の保全や周辺に影響を及ぼしている事業所などの対応など、「④都市防災」では、大雨時の対応、「⑤都市景観」では水辺景観などを主な課題としてまとめております。</p> <p>次に42ページの「(3) 都市づくりの方向性」といたしましては、「生活環境と営農環境の向上や中川の水辺空間の活用による新たな交流の場の創出をめざした地域づくりを進めます。また、東埼玉道路の整備による交通利便性を活かし、農業や工業などの産業が活力に満ちた地域づくりを進めます。」としております。</p> <p>次に「(4) 分野別整備方針」といたしましては、「①土地利用」では、産業系まちづくり地区と水辺レクリエーション地区について、「②都市施設」では、東埼玉道路と県道越谷総合公園川藤線、水辺交流拠点などについて方針を記載しております。</p> <p>「③都市環境」については、合併処理浄化槽の転換や適正管理などによる水環境、事業場への指導、工場等の公害発生防止などについて方針を記載しております。</p> <p>43ページに入りまして、「④都市防災」では、排水施設の機能強化、調節池の整備などによる治水対策など、また、「⑤都市景観」では、河川の水辺景観と新たな工業地の景観形成などについて方針を記載しております。</p> <p>西部地域の「地域拠点施設」は、「水辺交流拠点」としております。</p> <p>また、44ページが西部地域の「整備方針図」となります。</p> <p>西部地域は以上です。</p> <p>次に中央地域についてございますが、「(1) 現況・特性」といたしましては、中央地域は、大部分が市街化区域となり、主に土地区画整理事業等による住宅地を形成しています。また、平沼地区や小松川地区についての特性などを記載しております。人口は概ね横ばいで公共施設等は、記載のとおりとなっております。</p> <p>次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしましては、「①土地利用」では、面的整備が行われている地区と、行われていない地区の課題を整理しております。</p> <p>「②都市施設」では、道路の整備や公園の改修等を挙げております。</p> <p>「③都市環境」では、住環境の維持など、「④都市防災」では、大雨、災害時の対応、「⑤都市景観」では、駅前景観などを主な課題として一覧にしております。</p> <p>次に46ページの「(3) 都市づくりの方向性」といたしましては、「安全で快適なやすらぎのある住宅地の形成をめざした地域づくりを進めます。また、吉川駅や市民交流センターおあしすの周辺は、にぎわいやコミュニティ</p>
--------------	---

宮田副主幹

の交流拠点として、活気あふれる地域づくりを進めます。」としております。

次に「(4) 分野別整備方針」といたしましては、「①土地利用」では、住環境改善地区から、田園都市地区まで8つの地区について方針を記載しております。

また、47ページの「②都市施設」では、道路の整備や公園の維持・再生について方針を記載しております。

「③都市環境」では公共下水道への接続促進や空き家対策、工場等の周辺環境への配慮などについて方針を記載しております。

「④都市防災」での防火準防火地域の拡大、地区計画制度の活用、治水対策などについて方針を記載しております。

「⑤都市景観」では、さくらやいちょうなど季節を感じる風景の保全や住宅地の街並み、駅前景観などについて方針を記載しております。

中央地域の「地域拠点施設」は、「市民交流センターおあしす、平沼地区公民館、地域内の小中学校、近隣公園」としております。

また、49ページが「整備方針図」となります。

次に中央南部地域についてございますが、「(1) 現況・特性」といたしましては、吉川美南駅東口周辺地区を除いて市街化調整区域になります。人口は増加を見込んでおり、公共施設等は記載のとおりとなっております。

また、現在、吉川美南駅東口周辺地区において土地区画整理事業が行われております。

次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしましては、「①土地利用」では、吉川美南駅東口周辺地区における魅力ある市街地の形成や複合系まちづくり地区の計画的な土地利用について、また、「②都市施設」では、道路整備や第二最終処分場の有効活用を主な課題として整理しております。

「③都市環境」では、良好な生活環境の形成や工業地の良好な操業環境、「④都市防災」、「⑤都市景観」では吉川美南駅東口周辺地区の市街地の形成などを主な課題としてまとめております。

次に51ページの「(3) 都市づくりの方向性」といたしましては、「駅周辺という立地特性を活かし、未来につなげる都市機能の充実をめざした地域づくりを進めます。また、吉川美南駅東口周辺地区は、新たな市街地の形成と複合的な都市空間の創出をめざした魅力ある地域づくりを進めます。」

次に「(4) 分野別整備方針」といたしましては、「①土地利用」では、吉川美南駅東口周辺地区、また、複合系まちづくり地区について方針を記載しております。

「②都市施設」では、水辺交流拠点の形成について方針を記載しております。

52ページの「③都市環境」では公共下水道への接続促進や空き家対策、工場等の周辺環境への配慮などについて方針を記載しております。

宮田副主幹	<p>「④都市防災」では防火準防火地域の拡大、地区計画制度の活用、治水対策などについて方針を記載しております。</p> <p>「⑤都市景観」では、吉川美南駅前の景観などについて方針を記載しております。</p> <p>中央南部地域の「地域拠点施設」は、「中央公民館、北谷小学校、吉川美南高等学校、吉川美南駅東口周辺地区内の近隣公園、大場川の水辺交流拠点」としてしております。</p> <p>また、53ページに「整備方針図」を掲載しております。</p> <p>最後に南部地域についてございますが、「(1) 現況・特性」といたしましては、全域が市街化区域で土地区画整理事業による面整備を行っております。人口は増加傾向で、公共施設等は、記載のとおりとなっております。</p> <p>次に「(2) 都市づくりの主要課題」といたしましては、「①土地利用」では、良好な住宅地の維持と駅周辺の都市機能の充実を課題として整理しております。</p> <p>「②都市施設」では、道路の整備や公園の改修等を挙げております。</p> <p>「③都市環境」では、住環境の維持、「④都市防災」では、大雨、災害時の対応、「⑤都市景観」では、駅前景観などを主な課題として一覧にしております。</p> <p>次に55ページの「(3) 都市づくりの方向性」といたしましては、「安全で快適なやすらぎのある住宅地の形成をめざした地域づくりを進めます。また、吉川駅や吉川美南駅の周辺は、にぎわいと活気あふれる都市空間の創出をめざした地域づくりを進めます。」としております。</p> <p>次に「(4) 分野別整備方針」といたしましては、「①土地利用」から「⑤都市景観」まで、中央地域と同じような方針を示しておりますが、土地区画整理事業による面整備を行っておりますので、良好な住環境の維持・向上といったことが主な内容となっております。</p> <p>南部地域の「地域拠点施設」は、「児童館ワンダーランド、美南地区公民館、地域内の小中学校、近隣公園」としてしております。</p> <p>また、57ページに「整備方針図」を掲載しております。</p> <p>駆け足となりましたが、「Ⅲ 地域別構想」に関する説明は以上です。</p> <p>【 「Ⅲ 地域別構想」の審議 】</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「Ⅲ 地域別構想」について、審議してまいります。</p> <p>ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。</p>
中村委員	<p>最初にまとめて意見、質問させていただきます。まず、37ページの下か</p>

中村委員	<p>ら6行目のところですが、東部地域の都市づくりの主要課題のうちの都市環境のところ、「生活環境・営農環境に影響を及ぼしている事業場等への対応」という風に記載されているんですけど、この部分をですね、「営農環境に影響を及ぼしている事業場等への指導強化」というような文言にしたいと思っています。</p> <p>それから、次のページ38ページですね、東部地域の分野別整備方針の中の冒頭、土地利用の、「農地及び集落地区」の集落地については、「生活環境の向上と地域コミュニティの維持」という風に記載されていますけども、旧のマスタープランには、「狭い道路の拡幅等により住環境の維持改善」という記述がありました。この部分が消えています。この状況に変化はないので、「狭い道路の拡幅等により生活環境の」という表現を復活させていただきたいと思っています。</p> <p>それから同じページの都市施設の項になりますが、1番目の、(都)というのは、都市計画道路って言うんですよね。「越谷吉川線、三郷流山線等の幹線道路の整備を図ります」という風に書かれていますけれども、40ページの地図を見ていただければ分かりますが、三郷流山線は吉川市内にはありませんので、全て三郷市内です。この記述は不適切ではないかなと思います。</p> <p>丸の4番、「水路については、適切に維持管理するとともに」とありますが、ここの語尾についても前のところで申し上げましたが、「水路については、適切に機能するように維持管理する」という表現にさせていただきたいと思っています。</p> <p>それからもう一つ、41ページ西部地域になりますが、(1)の丸の下から3つ目のところに、「公共施設や指定避難所・指定緊急避難場所は、地域内にはありません」という風に記載されています。ありませんと記載されているので、都市施設のところにはこれを課題にするべきではないかということをお願いしたい。地域構想の冒頭に、地域拠点施設を設定しますと方針を掲げていますので、この部分で課題として取り上げないのはいかがなものかなという風に思いました。</p> <p>それから、これは解説をお伺いしたいのですが、色んなところですね、「地区計画制度により」という記載が多数見られるのですが、こういう記述の仕方というのは、マスタープランを策定するうえで、例えば、46ページ、47ページなんですね、地区計画制度の活用によりなにする、というのが何か所も出てくるんですよね。こういう書き方というのは、やはり色んなところで作られているんでしょうか。以上です。</p>
作山会長	<p>はい、ありがとうございます。全体意見という形で、よろしいですか。ひとつひとつ答えるというのでなく。</p>
中村委員	<p>はい。</p>

作山会長	<p>ありがとうございます。 他にご意見ご質問ございますでしょうか。</p>
関口副会長	<p>41ページの西部地域なんですけど、ここは土地利用で、水田がないから優良な畑地の保全で、農地じゃなくて畑地にしてるんだと思うんですけど、別に農地でもいいのかなという話と、あとはもう一点は、総合振興計画とか図面を見ますと、畑地を保全しようという意思がありながら、ここが全てが産業系まちづくり地区ですね、総振でも見ていただくと、別紙ですね、インターチェンジがあって、ここを活用するのであれば、農業委員会の方もいらっしゃいますけど、どうなんですかね、インターチェンジを含めて土地利用のところで農地の話が西部地域でいるのかって一つ思っているのと、あとは、いるのであれば、どこか農地及び集落地区を移動すべきなのか、そこを一点どんなものかなと思って。</p>
作山会長	<p>はい、ありがとうございます。 私も実は、西部地域だけちょっと気になってたんですね。地域別構想の中では、西部地域だけ小さいのと、将来のインターチェンジ周辺で産業系土地利用をとということで、3カ所、東部と北部地域にもありますが、ここだけが非常に狭い範囲で地域別構想として位置付けられていて、他の産業系の土地利用より、まさに今おっしゃったようにやや力が入っているのではないかと、という風に勝手に想像してたんですけども、この辺、西部地域に関してのもともとの川の飛び地みたいなところもあって時代的に他のコミュニティとは違うというのはあると思うのですが、この辺西部地域だけ小さくて、しかも今、副会長おっしゃったような農業系の部分、農振農用地域がどれだけあるのか分かりませんが、畑地の保全等の考え方を含めて、どのように事務局として西部地域を検討されたか発言いただければありがたいです。</p>
中村副部長	<p>今回、地域別構想を6地域に分けさせていただきましたが、その中で西部地域だけ面積的に約50haくらいになるのでしょうか、こちらを一つの地域として区分させていただきました。 経緯といたしましては、前回の都市計画マスタープランでも分けていたということもあるのですが、まず、吉川市の成り立ちで言いますと、吉川市は、旭村、三輪野江村、吉川町の2村1町が合併したところがございます。 この西部地域につきましては、北側の約半分が旭村、南側の約半分が吉川町というような歴史的なコミュニティの違いがあります。 また、今、会長がおっしゃったように中川で分断されているというところでなかなか地域別にするとき、まとまりのある地域として分かりやすいような形で、今回もまとめさせていただきました。 本来であれば、面積的にどこかの地域に所属していただきたいところでは</p>

中村副部長	<p>ありますが、旭、吉川の両方のコミュニティにかかってきているところで、半分で分けるよりは、ここを一つの地域でまとめた方が良いという考え方でございますので、その点についてはご理解いただければと思っております。</p> <p>また、吉川市内の農地については、ほとんどが田んぼです。</p> <p>その中で、西部地域につきましては、ねぎとか山東菜とか、ここは逆に田んぼがない、吉川市としては、特徴的な農地でございます。あえて、ここで畑地と入れさせていただいたのは、そういった経緯、要するに地域の特徴があるということで、あえて農地という言い方ではなくて、畑地というような表現をさせていただいたところでございます。</p> <p>また、先ほど公共施設もないというお話がありましたが、地域のバランスを見てしまうと、どうしても必ず地域に一つ公共施設が入ってくるというのは、なかなか難しいところでありまして、そこについては課題ではあるとは思いますが、主要な課題には挙げていないところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
作山会長	<p>産業系の優先順位とかがあるわけではないんですね。</p>
中村副部長	<p>こちらにつきましては今回、産業系まちづくり地域、こちらの斜線の部分については3カ所、全体構想で示させていただいております。</p> <p>1点目は、東埼玉テクノポリスの周辺。2点目は、西部地域。3点目は、三輪野江の三郷料金所スマートインターチェンジ周辺。</p> <p>これらの周辺には高速道路のインターチェンジが予定されております。</p> <p>三郷料金所スマートインターチェンジについては、既にハーフランプでインターチェンジができておりまして、フル化される予定で進んでおります。</p> <p>そういった交通利便性が高いところにつきましては、産業系まちづくり地域ということで色を付けさせていただいております。しかしながら、色を付けているところには、既存集落もございまして、農地もございまして、これらと調和を図りながら、全てを工業系にするわけではなく、工業と農業、両方の調和を図って、利便性の高い所だけ計画的に進めていきたいところですので、明確に区域がはっきり決まっているわけではないということをご理解いただければと思います。以上でございます。</p>
関口副会長	<p>今の中村さんの話よく分かるのですが、将来、20年くらい先まで縛るわけですから、41ページの土地利用に、「優良な畑地の保全」というのを入れておけば禍根を残さない。当然、先ほど言った産業系の地域のこのところの表現を見ますと、当然、農地と融合・調和、それを前提に見たと思うのですけれども、土地利用のところでは、それはずしているのですね。畑地を特別にということで、農業政策も、水田も畑地も一緒に、水を抜けば畑になって水を入れれば田んぼになる、そういう政策を基本的にとっているの、</p>

関口副会長	<p>そんなに畑地と水田地の大きな区別を基本的には土地改良した土地はしていないと、私は昔やった覚えがありますが、過去に色々経緯があってそうになっているが、総合振興計画では、土地利用はどうなっているか。</p> <p>別紙で見ると単純に産業系まちづくり地域で当然、既存の農地及び集落地と調和を図るということで、市の考え方ですから結構ですけれども、基本は、土地利用のところにあえて入れておかななくてもいいのかなという気はしています。</p>
作山会長	<p>事務局からはありますか。</p>
中村副部長	<p>今、総合振興計画ではどのような記載がされているか、というところでございますが、5ページ、「第2節 将来都市構想」、こちらの「⑤産業系まちづくり地域」、こちらの文章につきましては、総合振興計画の基本構想の原案と同じ内容になっておりまして、高速道路インターチェンジ付近の広域的な交通利便性の高い地域は、周辺環境に配慮した新たな工業地の整備や農業施設、観光レクリエーション施設の整備など多様な産業の誘導を図り、既存の農地及び集落地と産業が調和するまちづくりを目指す、ということとしております。</p> <p>こちらと整合を図れているものと考えております。以上でございます。</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。他にご意見ご質問は。</p>
成瀬委員	<p>教えていただきたいというところなんですけど、34ページ北部地域の都市づくりの方向性の上から3行目の、「集団的な優良農地の保全・活用」という文言があります。それで、集団的な優良農地というのは、例えば、次の東部のところでは、「農業や」としているところがあり、内容的に北部地域に特徴があるのでしょうか。集団的な優良農地について。</p>
中村副部長	<p>北部地域と東部地域につきましては、集団的な優良農地というのは、両方存在しているところでございますが、あえて違いがあるのかということ、そうではないということだけご理解いただければと思っております。</p> <p>特徴的なところとして北部地域には載せさせていただいて、東部地域の方は、今後、新たな産業振興拠点という形成を都市づくりの方向性で打ち出していきたいというところでございます。</p>
成瀬委員	<p>はい、分かりました。</p>
作山会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>

中村委員	<p>事務局にお伺いしたいのですが、特に中央地域46、47ページ、それから中央南部地域51ページ、55ページくらいのところに、「地区計画制度等の活用により」ということが形容詞として入るんですよね。これはどういう狙い、要するに中身はどういうことなのかということをお聞きしたいです。</p>
作山会長	<p>事務局お願いします。</p>
中村副部長	<p>都市計画マスタープランは、都市計画を定めていくにあたっての基本的な方針を示しているものでございます。市が都市計画マスタープランを策定する以前は、県の「整備、開発及び保全の方針」というものがございまして、要するにこれの県バージョンですね、これに則って、県の方針に合っているものについては、都市計画を変更する、というようなものでございました。</p> <p>それが、市町村でまちづくりの基本的な方針を示して、その内容に整合している都市計画の変更を行っていくというような流れになりました。</p> <p>その中で、特に地区計画制度を活用していく、ということをも市としても示して、また、その方針を市民の方にもご理解いただいた中で、地区計画を定めてまいりたい、という風に考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
作山会長	<p>私は、地区計画ということをそれぞれの地域別に入れたのは評価しているんですよ。なぜかという、この都市計画マスタープランあるいは県の県マス、整開保は上意下達なんですね、上からトップダウンで降ってくるのが都市計画の従来のやり方なんですよ。ところが地区計画は、ボトムアップという地区レベルでそれはダブルでかけることができるんですね。ですから、本来、用途地域だけではなくて、地区計画という形で住民の意見等も反映させながら、細かな土地利用規制や場合によると、地区施設という道路、公園なんかも本当は定めることもできるんですが、実際はあんまりやっていないんですけども、そういうことを既成市街地の部分ではやっていきたいという方針というんですかね、市の姿勢が出ているというのは、ものすごい良いことだなと。普通はなかなか地区計画やりたがらないんですね、面倒くさいですから。</p> <p>ただやっぱり、積極的に地区レベルの詳細な都市計画を市としては推進したいよということをあえて入れているのは、評価したいなという風に思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔 委員から発言無し 〕</p>

作山会長	<p>私から一言だけ、地域別構想のところだけは、全体構想が先ほどの内容で方針として良いと思うのですが、地域別は特に現況と特性が書かれているので、人口とか土地利用とかあるいは面整備実績とかあるいは優良農地実績なんかを含めてですね、基本のデータを1、2ページそれぞれの地域で説明した方が親切なんじゃないかなという風に実は思ってます、あくまで個人的な意見だと思ってくださいね、文章だけで表現するには地域別は限界なのかなという感じがしています。例えば人口は伸びてますと言ってもほしい人口比が地域によって違いますし、それがどのくらい増えていたり、土地利用がどういう構成なのかみたいな、それは1、2ページで構成できる内容だと思うんですが、そういう説明を現況特性で認識した上で、課題、方針というものを続けてやった方が、地域別についてはよろしいのかなと個人的には思っています。短い文章だけで理解するのは難しいので、そういうことをやられると非常に丁寧かなという感想を持ちました。</p> <p>それでは、意見もそろそろ無いようですので、これで地域別構想についての審議は終わりにしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【 「今後のスケジュール」 の説明 】</p>
作山会長	<p>最後に、「今後のスケジュール」について事務局から説明をお願いします。</p>
宮田副主幹	<p>それでは、今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。</p> <p>資料は、参考資料3をご覧ください。</p> <p>8月でございますが、現在、パブリック・コメントとパネル展示を行っており、9月16日まで実施してまいります。また、本日26日でございますが、本審議会へ諮問させていただき、改定原案につきましてご審議いただいたところでございます。</p> <p>今後につきましては、本日のご意見、また、パブリック・コメントのご意見等を踏まえまして、改定原案から改定案を作成してまいります。</p> <p>この改定案につきまして、11月にパブリック・コメントを実施するとともに、再度、審議会を開催させていただき、改定案についてご審議をいただきたいと存じます。</p> <p>12月には、本審議会でのご意見とパブリック・コメントのご意見等を踏まえまして、都市計画マスタープラン改定案の修正につきまして検討し、年明けの令和4年1月に、3回目の審議会を開催させていただき、ご審議と答申についてご検討をいただきたいと考えております。</p> <p>その後、いただいた答申等を踏まえて、都市計画マスタープランを改定していくスケジュールとなっております。</p> <p>説明につきましては、以上となります。</p>

作山会長	<p>ご質問などはございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔 委員から発言無し 〕</p>
作山会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。 なお、本日審議いたしました「吉川市都市計画マスタープランの改定」につきましても、継続審議とさせていただきます、次回は、パブリック・コメントのご意見と改定案について審議してまいりますので、引き続き、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
中村副部長	<p>3 閉会</p> <p>作山会長には、長時間に渡り、議事進行を務めていただき誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても慎重なご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>以上、これをもちまして、第36回吉川市都市計画審議会を閉会いたします。お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。 本日は、ありがとうございました。</p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>署名委員 署名委員</p>	